

## 第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和5年1月13日 午前10時00分 招集
2. 令和5年1月13日 午前10時00分 開会
3. 令和5年1月13日 午前10時20分 閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

### 欠席議員

14 番 田中弘子

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	藤田浩司
土木部長	荒木仁	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	村山健一	総務課長	和田直也
農政課長	佐伯寛文	企画財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治		

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山本繁樹	議会事務局次長	市原多喜男
書記	山本悠未		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 提案理由の説明
- 日程第4 議案第1号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について

## 午前10時00分 開会

### 1 開会宣言

○議長（湯浅正司君） 改めて、おはようございます。

本日、臨時会が招集されましたところ、議員各位には公私極めて御多忙のところ御出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただ今の出席議員は19名であります。14番議員、田中弘子君につきましては、所定の手続を経まして遅参の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、令和5年第1回阿蘇市議会臨時会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湯浅正司君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、1番議員、佐藤和宏君、2番議員、佐藤菊男君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

1月6日午前10時から議会運営委員会を開催し、本臨時会の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を報告します。

まず、今臨時会の付議事件が補正予算1件であります。会期は、本日1月13日の1日のみといたします。日程表は、事前に配付しているとおりでございます。

次に、本臨時会における議案等の審議方法であります。委員会付託を省略して採決することといたしました。

最後に、本日の議会閉会後は、本議場において全員協議会を開くことといたしましたので、

御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について、報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、委員長の報告のとおり、本日1日と決定いたしました。

### 日程第3 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 日程第3、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

それでは、早速に令和5年第1回阿蘇市議会臨時会提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について」

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、歳出では、飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金及び学校施設に係る所要額等を追加し、農業用施設農事用電気料高騰支援事業補助金等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、歳入歳出予算総額を183億8,642万4,000円といたしました。

以上、議案1件（予算1件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。日程第4、議案第1号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

### 日程第4 議案第1号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について

○議長（湯浅正司君） 日程第4、議案第1号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第1号、令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症の拡大、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安等の影響を踏まえ、深刻な打撃を受けております畜産農家の方々への支援に加えまして、小学校の受入環境整備等を早急に進める必要がございましたので、臨時的に補正予算を編成したところでございます。

まず、第1条になります。今回の補正予算（第8号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,800万円を追加し、歳入歳出それぞれ183億8,642万4,000円と定めております。

まず、歳入予算から説明させていただきます。

6ページをお願いいたします。歳入は、1項目になります。国庫補助金になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして4,800万円を追加計上いたしまして、補正後の額を5億4,354万9,000円としております。コロナ禍における価格高騰重点支援分としまして2つの事業をそれぞれ追加あるいは減額しております。なお、事業につきましては、後ほど歳出予算で御説明いたします。

それでは、主な歳出予算になります。

7ページをお願いいたします。7ページの一番上の行になります。畜産振興費としまして飼料価格高騰緊急対策支援事業補助金を5,800万円計上しております。こちらは、飼料価格高騰による畜産経営の窮状を踏まえまして、その負担軽減策としまして乳用牛、肉用牛、馬、養豚、養鶏などの頭羽数に応じまして農家1戸当たり20万円を上限として支援するものでございます。なお、財源につきましては、全額コロナ臨時交付金を活用することとしております。

続いて、その1つ下になります。農業用施設農事用電気料高騰支援事業補助金につきましては、先の12月の定例会におきまして揚水ポンプに係る電気料高騰分への支援としまして2,000万円を計上しておりましたが、国の第2次補正予算において同様の交付金事業が追加されましたので、国支援と重なる1,000万円を減額計上しております。なお、財源につきましては、こちらもコロナ臨時交付金になります。

続いて、中段の款9教育費になります。各小学校一般工事としまして330万円を追加計上しております。こちらは、来年度入学予定のお子さんが安心して学校生活を送ることができるよう、一の宮小学校にオストメイト対応型のトイレを整備するものでございます。

続いて、その1つ下になります。阿蘇小学校体育館設計業務委託料につきましては、建て替えに伴う地質調査業務を行うための経費としまして500万円を計上しております。

また、その下になりますが、電気料高騰に伴い、給食センターの光熱水費を240万円追加計上しております。

最後に、次の8ページになりますが、今回不足する財源につきましては、予備費から1,070万円を充用することとしております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4 番議員、甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） 4 番議員、甲斐でございます。

今回上程されました飼料価格高騰緊急対策支援事業並びに農業用施設農事用電気料高騰支援事業につきましては、これまでそれぞれ一般質問の中で提案をさせていただきましたので、この予算措置につきましては何ら異議ありません。ただ、ただ今、企画財政課長から話がありました農事用電力ですね、1,000 万円減額ということであります。中身につきましては私も把握しているつもりですけれども、できれば農政課長からそこをもう少し碎いで説明いただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） それでは、農業用施設農事用電気料高騰支援事業補助金の減額につきまして御説明をさせていただきます。

昨年 12 月、水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）という従来 of 事業に対して、事業が拡充されております。国の事業が打ち出されたということございまして、当初 2,000 万円につきましてはコロナ臨時交付金で財源を充てておりましたけれども、今回、国で事業が制度化されたということで高騰分の 7 割分を国の事業で、それから残りの 3 割分を臨時交付金の 1,000 万円の中で充当するといったところで、今回 1,000 万円分を減額させていただいたところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） この対応につきましては、関係者に非常に評価されております。

この対応が内容の濃い対応となりますことをくれぐれもお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

19 番議員、河崎徳雄君。

○19 番（河崎徳雄君） ただ今の質問と関連がありますけれども、お願いを兼ねまして質問します。

まず、今ありました電気料交付金のことです。詳しく説明がありましたけれども、大体農家にはいつ交付されるのかをお尋ねします。農家からすれば、12 月に決まったんだから 12 月中に交付されるのではないかという期待感も持っておりました。そういうことで、まず電気料金のことです。

それと、目 4 畜産振興費で質問いたしますけれども、支援対策では、先ほどいろいろ説明がありました。畜種別、酪農も入れて上限 20 万円と聞きましたけれども、畜種別に中身の説明をお願いいたします。それと、これはどのような申請手続をするのか。そして、対象農家にいつ頃交付されるのか。できたら関係団体と連携を深めて、できるだけ早く交付していただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） まず、農事用電気料から御説明をいたします。受益者でございます組合員、農家さんへの支援金の交付の時期ということでございますけれども、現在、国の水利施設管理強化事業に関しまして詰めている状況でございます、国の事業の採択が本年2月でございます。それから、諸手続を行いまして、国の事業、また市の3割分の臨時交付金を合わせまして3月に交付する予定とさせていただきます。

続きまして、飼料価格高騰緊急対策支援事業でございますが、まず内容としまして、先ほど企画財政課長から上限20万円という説明をさせていただきましたけれども、家畜の飼養頭羽数に応じまして、肉用牛につきましては、18か月齢未満の肉用牛で、単価としまして1頭当たり1万円でございます。それから、18か月齢以上の肉用牛で、1万5,000円でございます。肥育牛に関しましては、1頭当たり2万円の単価といったところで考えております。また、乳用牛につきましては、1頭当たり1万円。また、農用馬で1頭当たり1万円。養豚に関しましては、1頭当たり2,000円でございます。それから、養鶏でございますが、1羽当たり100円という形で計画をさせていただきます。

また、酪農に関しましては、非常に乳価も含めまして副産物でございますヌレ子の急激な暴落が生じているところでございまして、また国内粗飼料の利用促進も含めまして国の事業が打ち出されております。今回、酪農対策の国の事業に1頭当たり5,000円を上乗せし、二本立てで今回計画をさせていただいたところでございます。

また、手続の方法でございますが、組合組織がございませぬ畜種に関しましては、組合組織で交付手続を行っていただきまして、組合組織への交付を考えております。また、組合組織のない畜種でございますが、個別で交付手続をしていただきまして、個別農家さんへ本年2月末から3月上旬までを期限としまして交付予定としているところでございます。

○議長（湯淺正司君） 河崎徳雄君。

○19番（河崎徳雄君） 説明は理解いたしました。確認ですけれども、酪農については5,000円ということで、先ほど言われました1頭当たりの上限額20万円は該当しないわけですね。それをお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 説明が若干抜けておりましたけれども、先ほど申しました1頭当たりの単価に基づきまして1経営体当たり20万円、先ほど申しました1頭当たりの単価、仮に20頭以上飼養されていれば20万円の上限交付という形になります。

また、2つ目に説明いたしました酪農対策、粗飼料緊急利用対策事業につきましては、26か月齢以上の経産牛に対しまして、1頭当たり5,000円を国の事業に上乗せ補助するといった形でございます、こちらについては上限はございません。

○議長（湯淺正司君） 11番議員、市原正君。

○11番（市原正君） 11番、市原です。

農政課長に尋ねたいんですが、今1戸当たりの上限が20万円なのか、1頭当たり1万円で、1頭当たり20万円になるのか。何でそれを質問するかというと、非常に阿蘇市は畜産

基地でありまして、頭数が多い農家がいっぱいいるんです。それで、その農家に対して上限が20万円ということであれば、やっぱり足りないというか、その辺はどう考えているのか、答弁を。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回の緊急支援対策事業につきましては、1戸当たり上限20万円というところで計画をさせていただいております。

○議長（湯浅正司君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第1号について採決を行います。議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年第1回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。

この後、続けて全員協議会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） では、本会議場において行いますので、よろしくお願いたします。

午前10時20分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 5 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員